破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第２０４号
大分県別府市大字南立石426番地の１
破産者　ミナモト建設株式会社
特別調査期日　平成26年７月１日午後１時30分
平成26年３月26日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０２１号
東京都豊島区高田３丁目11番19号
清算株式会社　株式会社アグレイア
代表清算人　髙波　建二
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１号
茨城県土浦市真鍋６丁目25番１号
清算株式会社　株式会社茨城県南自動車センター
代表清算人　久米　康洋
１　決定年月日　平成26年３月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所土浦支部

平成２６年（ヒ）第２号
神奈川県小田原市飯泉736番地の１
清算株式会社　株式会社ミヤビ
代表清算人　鈴木　雅治
１　決定年月日　平成26年３月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（ヒ）第５号
愛知県安城市三河安城東町２丁目５番地２
清算株式会社　中部樹脂化工株式会社
代表清算人　待田　成人
１　決定年月日　平成26年３月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２１０４号
東京都中央区京橋２丁目７番11号
清算株式会社　株式会社ギャラリーくぼた
１　決定年月日　平成26年３月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１００３号
仙台市宮城野区扇町２丁目３番28号
清算株式会社　株式会社県南スーパー
１　決定年月日　平成26年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区烏帽子町３丁目３番11号
清算株式会社　東灘管財株式会社
代表清算人　渡邊　昌志
１　決定年月日　平成26年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

更生手続終結

平成８年（ミ）第１号
静岡市清水区三保3797番地
更生会社　株式会社三保造船所
１　決定年月日　平成26年３月24日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
静岡地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２６年（再）第１号
千葉市美浜区打瀬２丁目１番地２　公園西の街２―1003号
再生債務者　永島　幹夫
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　千葉県市川市南八幡４丁目５番20号　エムワイビル５Ａ　アライズ総合法律事務所　弁護士　鈴木　隆文
平成26年３月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

監督命令取消

平成２３年（再）第３号
神奈川県鎌倉市玉縄５丁目11番地６
再生債務者　磯部　金一
主文　平成23年11月25日にした監督命令を取り消す。
平成26年３月25日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第４号
福岡市博多区金の隈３丁目10番12号
再生債務者　九州ダートコーヒー株式会社
代表者代表取締役　水本富士男
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年５月29日から平成26年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字東裏30番地
再生債務者　有限会社遠刈田ホテル
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年３月24日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再）第１号
群馬県高崎市双葉町３番１号
再生債務者　株式会社プリモテック
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年３月19日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（再）第４１号
大阪府堺市美原区さつき野西２丁目９番地10
再生債務者　植村宏一郎
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５号
富山県射水市平野１番地
再生債務者　太閤山観光株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年３月18日　富山地方裁判所民事部

平成２５年（再）第５号
北海道石狩市新港中央３丁目760番地６
再生債務者　株式会社沼田椅子製作所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成26年３月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１号
三重県伊勢市上地町4198番地
再生債務者　株式会社東建設
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年３月25日　津地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第７号
兵庫県尼崎市立花町３丁目７番24号
再生債務者　長門　寛士
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年４月17日から平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第１０号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目31番21号
再生債務者　松本　孝行
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年４月17日から平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第１号
北海道北見市常盤町２丁目２番13号　コーポときわ201号、旧住所北海道北見市北進町１丁目10番３―25号
再生債務者　今井　拓志
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年４月28日から平成26年５月８日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係